

令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第97号】

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

《所管事項説明》

1 「令和6年版県政レポート（案）」について・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
2 「みえ子どもスマイルレポート」<令和6年度版>（三重県子ども条例、第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況）について・・・・・・・・	2
3 「三重県子ども条例」の改正及び「三重県こども計画（仮称）」の策定の方向性について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 「みえ家庭教育応援プラン」に基づく取組について・・・・・・・・	10
5 「みえ家庭教育応援方針」（最終案）について・・・・・・・・	14
6 「子どもを虐待から守る条例」の改正について・・・・・・・・	18
7 子ども・福祉部における計画等の策定スケジュールについて・・・・・・・・	20
8 令和7年度社会福祉施設等整備方針について・・・・・・・・	21
9 令和5年度社会福祉法人等指導監査の結果等について・・・・・・・・	41
10 能登半島地震における三重県DWA Tの活動について・・・・・・・・	44
11 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・	46

《別冊》

- ・（別冊1）令和6年版県政レポート（案）〔子ども・福祉部 修正・抜粋版〕
- ・（別冊2）みえ子どもスマイルレポート<令和6年度（2024年度）版>
- ・（別冊3）「三重県子ども条例」の改正及び「三重県こども計画（仮称）」の策定が必要な理由に関するデータ等について
- ・（別冊4）「みえ家庭教育応援方針」（最終案）
- ・（別冊5）令和5年度 指導監査等結果報告書

令和6年6月21日

子ども・福祉部

1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例（以下「条例」という。）の職員配置の基準についての規定を整備するものです。

2 改正内容

条例第3条第1号で規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）において従事する職員の配置について、満4歳以上児の基準を30対1から25対1へ、満3歳児の基準を20対1から15対1へ改正を行う。

なお、改正後の基準に従って職員の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の基準が効力を有する旨附則で定める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

2 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和6年度版＞（三重県子ども条例、第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況）について

「みえ子どもスマイルレポート」は、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）第15条の規定に基づき県が行う施策の実施状況に係る年次報告と、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「第二期スマイルプラン」という。）に基づく重点的な取組の進捗等を取りまとめた年次報告で構成しています。

条例に基づく施策の実施状況については、第11条から第14条に係る取組を記載しています。

第二期スマイルプランについては、11の重点的な取組ごとに、進展度、令和5年度の取組概要と成果、令和6年度の取組方向等を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊2 P4～9）

（1）施策の基本となる事項に係る取組（第11条）

新しく児童養護施設に入所する子どもや里親等に委託される子ども向けに「子どもの権利ノート」を配付するなど、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供したほか、一時保護所の入所児童及び一部の児童養護施設等の児童を対象としたアドボケイト派遣や、キッズ・モニターによるアンケート調査などを通じて、子どもが意見表明する機会の設定を行いました。

また、子どもの会社見学「オシゴトチャレンジミエキッズ」などを通じて、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援するとともに、保育士等キャリアアップ研修や放課後児童支援員認定資格研修を、インターネットを活用したeラーニング形式で実施するなど、子どもの育ちを支える人材育成、環境整備に取り組みました。

（2）相談への対応（第12条）

子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」（相談件数：922件）を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもと一緒に状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で悩みを解決していくことができるように支えました。虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しています。

（3）広報および啓発（第13条）

子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するため取り組んでいます。e-モニターアンケートの結果では、条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は24.3%でした。引き続き、条例に係る理解が一層向上するよう広報・啓発していくことが必要です。

(4) 子どもに係る意識等の調査（第14条）

数年ごとに、子どもの生活に関する意識や実態等に関する調査を実施しており、令和5年度には、小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者、県民を対象に調査を行い、その結果を中心に「みえの子ども白書2024」としてまとめました。今後は、県民の皆さんに、さまざまな機会を通じて「みえの子ども白書2024」の内容を周知するとともに、調査結果等の内容をふまえ、条例の改正及び三重県こども計画（仮称）の策定に取り組みます。

2 第二期スマイルプランに基づく施策の実施状況（別冊2 P10～61）

(1) 取組状況と進展度等（別冊2 P10～26）

第二期スマイルプランでは、めざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」、「環境の整備等」を含めたライフステージごとに、切れ目のない取組を進めるとともに、計画全体を包含する2つの「総合目標」と、11の重点的な取組を設定しています。

総合目標の一つである合計特殊出生率については、令和5（2023）年の本県の実績値は1.29で、前年の実績値1.40を0.11ポイント下回りました。全国の合計特殊出生率は1.20で、本県は全国より高いものの、第二期スマイルプランの目標値である1.8台とは乖離があります。

もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については、令和5年度は前年度（令和4年度）からほぼ変わらず、57.4%となっており、令和6年度の目標値（63.5%）とは6.1ポイントの差があります。

11の重点的な取組の進展度については、進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成率等により総合的に判断したところ、「進んだ」が3項目、「ある程度進んだ」が3項目、「あまり進まなかった」が1項目、「進まなかった」が4項目となりました。

(2) 令和5年度の総括と令和6年度の取組について（別冊2 P27）

「合計特殊出生率」については、引き続き、県民の皆さんの「出会いたい」、「産みたい」という希望がかなうよう、出会いの機会の創出や若者の経済的不安定さの解消、不妊治療への支援、保育の体制整備など、ライフステージに応じた総合的な取組を推進する必要があります。

また、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」については、従来の地域コミュニティに加えて多様な子どもの居場所を増やすなど、「地域で子どもを育てている」と感じられる社会づくりを進めることが必要です。

なお、11の重点的な取組の中で、目標を達成した取組の1つである「県内企業における男性の育児休業取得率」については、前年度（令和4年度）と比べ16.3ポイント増加した25.7%となり、これまでの最高値である12.9%（令和2年度実績）の2倍近くまで上昇しました。引き続き、育児休業を取得できる職場環境づくりや、男性の育児参画に向けた機運醸成の取組を行います。

一方、目標未達成となった取組に関して、「保育所等の待機児童数」及び「放課後児童クラブ等の待機児童数」については、4年連続で目標未達成となったことに加え、県内の保育施設において不適切保育事案が発生しました。また、「児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数」については高い達成率となったものの、児童相談所が関わっていた児童の死亡事案が発生しました。引き続き、保育士等の確保による待機児童の解消に取り組むとともに、再発防止策の徹底や児童相談体制の強化を図ることで、子育て家庭を取り巻く環境の整備や子どもの安全・安心の確保に取り組めます。

令和6年度においては、こうした取組をはじめ、「みえ子どもまると支援パッケージ・2ndステージ」の各事業に取り組むことで、子ども子育てに関する施策を総合的に推進していきます。

また、子どもの権利を守り、実現するための施策を展開していくため、令和5年度に実施したアンケートの結果や国のこども大綱の内容をふまえるとともに、子ども・若者の意見を聴きながら、条例の改正及び三重県こども計画（仮称）の策定に取り組めます。

3 「三重県子ども条例」の改正及び「三重県こども計画（仮称）」の策定の方向性について

1 条例改正、計画策定の考え方

「三重県子ども条例」の施行から10年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ、不登校、自殺、児童虐待相談対応件数が過去最多となるほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。また、国においては、令和5年4月にこども基本法が施行されるとともに、同年12月にこども大綱が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。このような状況をふまえ、「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定に取り組めます。

2 条例改正、計画策定が必要な理由 別冊3

(1) 子どもを取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行に伴う子どもや子育て家庭への地域の関わりの減少や地域コミュニティの変容、コロナ禍の影響、家庭の経済状況による体験格差が生じている状況、スマートフォンの普及やSNS利用の増加によるコミュニケーションの多様化等をふまえ、新たな対策を講じるための方針を打ち出す必要があります。

(2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

いじめの認知件数、不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数の増加や、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題の顕在化に加え、県内で児童虐待による死亡事例や不適切保育事案が立て続けに発生したことをふまえ、行政機関をはじめ、子どもに関わる全ての人の、子どもの権利を守るための主体的な取組を促進するため、子どもの権利に対する意識を高める必要があります。

(3) こども基本法の制定（令和5年4月）

こども基本法では、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義したうえで、子どもなど当事者の意見を反映させる措置（義務）や、都道府県こども計画の策定（努力義務）などについて規定されていることから、そうした点をふまえた対応が必要です。

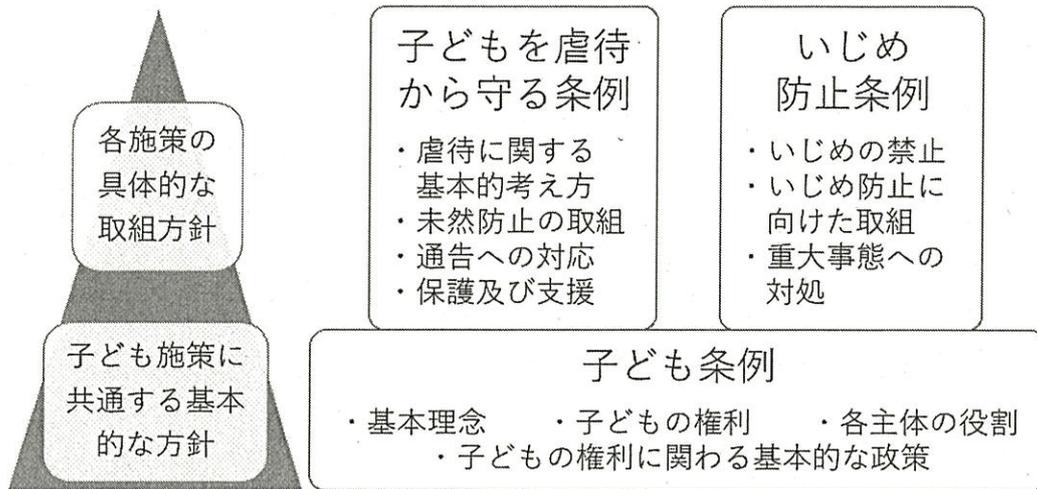
(4) 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

子どもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について、内容を知っていると答えた子どもの割合は小中学生で6%前後、高校生で約14%と非常に低い状況（みえの子ども白書2024）であることから、子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう、子どもの権利についての教育や啓発を強化していく必要があります。

3 条例改正、計画策定の方向性

(1) 子ども条例

- ・子ども条例を「子どもに関する基本条例」と位置付けます。



- ・現行条例では、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを推進し、子どもの権利が尊重される社会の実現に資すること」を目的としていますが、「子どもの権利を守ること」を主たる目的とする条例に改めます。
- ・子ども条例の大まかな構成は、次のとおりとします。
 - ①目的、②定義、③基本理念、④子どもの権利、⑤各主体の役割、⑥政策、⑦計画の策定、⑧現状調査
- ・現行条例では、子どもを「18歳未満の者」と定義していますが、こども基本法では、一定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもを「心身の発達の過程にある者」と定義していることをふまえて、子どもの定義について必要な見直しを行います。
- ・こども基本法の基本理念には、子どもの権利条約のいわゆる4原則（差別の禁止、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重、子どもの最善の利益）が盛り込まれていることをふまえて、基本理念について必要な見直しを行います。
- ・現行条例では、子どもの権利について、子どもの権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）に対応する内容を前文に記載しているのみです。子どもの権利について、子ども自身や大人が理解できるよう、条例本則に子どもの権利の内容を盛り込みます。
- ・子どもや県民が子どもの権利について理解を深めるための政策、及び子どもの権利条約に定められている権利に対応した大括りの政策（下記）を規定し、各施策を包含します。

【大括りの政策】

- 子どもの権利について学ぶ機会の提供、子どもが権利の主体であることの社会全体での共有
- 子どもの意見表明と施策への反映
- 子育て家庭・子どもに寄り添った多面的支援
- 子どもの安全安心の確保
- 子どもの学び、成長への支援
- ・子どもの権利が侵害された際に救済する仕組みについて、具体的な検討を進めます。
- ・現行条例では、計画の策定について定めていないことから、条例に基づく政策を具体化するための計画の策定について規定します。

(2) こども計画

- ・子ども条例に基づき、上記(1)で示された子どもの権利を守るための県の主要な子ども施策を定めた計画とします。
- ・国のこども大綱に含まれる「少子化対策」、「こども・若者育成支援」、「こどもの貧困対策」に関する県施策についても盛り込みます。
- ・計画期間は、令和7年度から11年度までの5か年とします。
- ・具体的な数値目標や指標を設定します。数値目標については、「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標として、国のこども大綱で示されている以下のような数値目標（アウトカム）を参考にします。
 - 《「こども大綱」の数値目標（抜粋）》
 - 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合
 - 「生活に満足している」と思うこどもの割合
 - 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感）

4 検討・推進体制

(1) こども政策推進会議（庁内）

こども基本法で義務付けられた、子ども施策へ子ども等の意見を反映させるための措置や、「こども大綱」で示された「こどもまんなか社会」など、新たな視点・考え方を全庁で共有し、子ども施策を推進します。

(2) こども政策検討会議（庁外）

県の子ども政策について、その対象となる当事者や当事者の支援を行う関係者等の意見を聴取し、反映することを目的として、三重県こども政策検討会議を開催し、「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定に向けた検討を進めます。

①委員 別紙

有識者、子ども施策関係機関の代表者、子ども・子育て支援団体の代表者及び子ども・若者当事者等

②会議の開催状況

第1回（5月7日）

- ・三重県子ども条例改正、三重県こども計画（仮称）策定の必要性について
- ・子ども・若者の現状と課題、必要な支援について

第2回（5月28日）

- ・子ども関連施策の実施状況について
- ・三重県子ども条例改正、三重県こども計画（仮称）策定の方向性について（案）

※今後、令和7年2月までに5回程度の開催を予定。

(3) こども会議

県内各地において、小学生から大学生までのグループによる「こども会議」を開催（第1回：6～8月、第2回：10～11月）します。子どもの権利について学んだうえで、「子どもにとって大切なこと」、「大人に期待すること」などのテーマで話し合いを行います。子どもたちの意見は「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定に反映していきます。

5 今後の予定

令和6年	10月	常任委員会（条例の中間案、計画の骨子案） パブリックコメント実施（条例）
	12月	常任委員会（条例の最終案、計画の中間案） パブリックコメント実施（計画）
令和7年	2月	議案提出（条例）
	3月	常任委員会（条例の議案、計画の最終案） 条例の公布、計画の策定

三重県こども政策検討会議委員名簿

別紙

名 前	所 属	備考
あべ あや 阿部 彩	東京都立大学人文社会学部教授 子ども・若者貧困研究センター センター長	
いのうえ たまみ 井上 珠美	三重県立学校長会副会長	
うちべつぷ しげなり 内別府 成参	個人事業主	子ども・若者
おばた ひでのり 小畑 英慎	三重県産婦人科医会会長	
かきもと みわ 垣本 美和	みえ次世代育成応援ネットワーク (日本土木工業株式会社専務取締役)	
きたむら ひろかず 北村 弘和	三重県児童養護施設協会監事	
きはら たけひろ 木原 剛弘	三重県PTA連合会会長	
こが ゆうほ 古賀 悠歩	三重短期大学学生	子ども・若者
きかきばら のりこ 榊原 智子	恵泉女学園大学客員教授	
しじ治 ゆみ 志治 優美	一般社団法人子どもアドボカシーセンターMIE事務局長	
たけむら ひろし 竹村 浩	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター 常任理事・事務局長	
たなか よしひさ 田中 嘉久	三重県保育協議会 (社会福祉法人藤水福祉会風の子認定こども園園長)	
つしま あさみ 対馬 あさみ	三重こども食堂ネットワーク代表	
津西高校生徒	※同校の授業で子どもをテーマにした課題研究を行っている 10名の生徒の中から、2名ずつ順番に参加予定	子ども・若者
のむら とよき 野村 豊樹	公益社団法人三重県医師会副会長	
はやし やすこ 林 康子	三重県小中学校長会会長	
ひろせ じゅんこ 廣瀬 純子	日本労働組合総連合会三重県連合会副事務局長	
まつうら なおみ 松浦 直己	三重大学教育学部教授 三重大学・津市子ども教育センター センター長	
まつおか のりこ 松岡 典子	特定非営利活動法人MCサポートセンターみっくみえ代表	
まつだ しげき 松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授	
みやべ かい 宮部 夏維	三重大学学生	子ども・若者

(敬称略・五十音順)

4 「みえ家庭教育応援プラン」に基づく取組について

少子化の進行や共働き家庭の増加など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな家庭の実情に合わせて、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため、平成29年3月に「みえ家庭教育応援プラン」（以下「プラン」という。）を策定しています。

プランの基本理念や取組方策に基づき、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを「家庭教育応援プロジェクト」と位置付け、市町や企業等と連携しながら横断的・総合的取組として展開しています。

テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり

1 令和5年度の取組概要

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの「自立心」、「心身の調和のとれた発達」を育む基礎になります。このため、子どもや家庭の状況等をふまえ、学習機会や情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的な生活習慣づくりの取組を進めました。

(1) 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

3～5歳児を対象に「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう県内の保育所や幼稚園等において、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を年3回実施し、生活を見直す機会を持つなど家庭と連携して取り組みました。【子ども・福祉部、教育委員会】

就学後の児童生徒の学習習慣・生活習慣・読書習慣の確立をめざし、1人1台学習用端末に「生活習慣・読書習慣チェックシート」を提供しました。【教育委員会】

(2) 家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

令和2年度に開設したホームページ「みっふる広場」に、引き続き「家庭教育応援Web講座」として、家庭教育支援団体の方など家庭教育の分野で活躍している方のコラム（13講座）を掲載し、内容を充実しました。【子ども・福祉部】

学校・家庭・地域が一体となった取組の推進に向けて、家庭学習の習慣化を啓発する動画を更新し、県PTA連合会を通じて、各地域のPTA連合会等に周知しました。【教育委員会】

家読（うちどく）啓発リーフレットについて、令和6年度小学校入学生の保護者や公立図書館、保育所等に配付するとともに、新たに情報誌やテレビなどを通して重要性を周知しました。【教育委員会】

保護者同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツ「みえの親スマイルワーク」について、就学時健診や説明会、学校やPTAの行事等での活用をすすめ、保護者同士のつながりづくりを図るとともに、子育ての孤立感や就園就学の不安感などの軽減を図りました。(PTAと連携し、実施したスマイルワーク11回・476人参加)【子ども・福祉部、教育委員会】

2 課題

家庭の小規模化や地域での人間関係の希薄化が進み、子育てについて相談できる方が近くにいないこと等で、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じていることから、保護者に対して親同士の交流する機会や情報の提供を充実させていく必要があります。また、子どもがインターネット等に触れる機会の増加に伴い、子どもの生活習慣が乱れる恐れがあることから、引き続き子どもの基本的な生活習慣づくりの機会を提供していく必要があります。

3 「みえ家庭教育応援方針（最終案）」における主な取組

- (1) 保護者同士が語り合い、交流する中で、自身の子育てや親としての役割について、気づき、考える参加体験型ワークショップ「みえの親スマイルワーク」の研修会を行うとともに、ワークショップが広まるよう市町に働きかけます。【子ども・福祉部】
- (2) インターネットの適正利用講座を開催し、インターネット利用における情報モラル等を身につけるようにしていきます。【教育委員会、子ども・福祉部】
- (3) 幼稚園・認定こども園・保育所、PTA、市町等と連携し、就学前の子ども向け生活習慣チェックシートを活用して「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣等が身につくよう取り組みます。【教育委員会、子ども・福祉部】

テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

1 令和5年度取組概要

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、関係者の情報共有のためのフォーラムや会議を通じて、家庭教育応援のためのネットワークの構築や人材の養成を図りました。

(1) 関係者の情報共有の場の設定や地域のネットワークによる支援の促進

「地域とともにある学校づくり推進協議会」を開催し、市町等教育委員会担当者を対象に、コミュニティ・スクールに関わる国の動向や県内の状況説明をはじめ、各市町の取組の成果や課題について意見交換を行いました。【教育委員会】

地域において家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」について、市町に周知するとともに、「家庭教育支援チーム」の方を家庭教育応援Web講座講師とし、活動や執筆講座をHP上に掲載しました。また、「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」において、市町で家庭教育応援の取組をしている家庭教育支援チームの取組を実践発表として取り上げ、市町等へ紹介しました。【子ども・福祉部】

(2) 家庭教育応援のための人材の養成

「地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座」、「地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座の認定者によるフォローアップ講座」の開催や、国のCSマイスターや県の地域とともにある学校づくりサポーターを学校や地域等の研修等へ派遣するなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組みました。これらの取組により、令和5年度、国の「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」では、「コミュニティ・スクールに取り組んでいる公立小中学校の割合」（類似の取組含む）は83.3%（令和5年度目標値50%）となりました。【教育委員会】

「みえの親スマイルワーク」について、PTA安全互助会と連携し、スマイルリーダー研修を行い、ワークショップの進行役を担える人材の育成（20人）を行い、取組の裾野拡大を図りました。【子ども・福祉部】

2 課題

家庭の小規模化等により、親戚や地域での人間関係の希薄化が進み、多くの保護者が子育てに不安や負担を感じていることから、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、引き続き、市町や地域の人材等との一層の連携や、家庭教育応援のためのネットワークの構築を図っていく必要があります。

3 「みえ家庭教育応援方針（最終案）」における主な取組

- (1) 地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座受講者の人材リストを作成し、人材の紹介に活用するとともに、市町にもリストを提供することにより、市町で人材ネットワークを形成できるよう働きかけます。【教育委員会】
- (2) 各地域で家庭教育を応援する取組を行う団体等に対して、市町を通じて活動に資する情報提供を行うとともに、家庭教育支援チーム制度の活用等を働きかけるなど、その活動を促進します。【子ども・福祉部】

テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

1 令和5年度の取組概要

企業が従業員の仕事と家庭の両立を支援することは、家庭教育を充実するために必要であり、企業に対して家庭教育を応援することへの理解と取組への参画を働きかけました。

(1) イクボスや男性の育児参画の推進

従業員の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」が県内各地に広がり、男性の育児参画や女性の活躍が当たり前の社会、そして子育て家庭を含む全ての家族に優しい三重県となるよう、「みえのイクボス同盟」（平成28年4月発足）の加盟企業の拡大に向けた取組を進めてきました。

男性のさまざまな育児への関わり方等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤー in みえ」において、育休取得事例をはじめとした男性の育児・家事に係るフォトコンテスト（応募件数：令和5年度1,757件）を多くの企業の協力を得て実施しました。

また、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めるため、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会を2回開催（26名参加）するとともに、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施しました。【子ども・福祉部】

(2) ワーク・ライフ・バランスや企業との連携

誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、企業12社へのアドバイザー派遣、働きがい改革セミナー（令和5年7月）、及び「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施（156社登録：4社表彰）しました。【雇用経済部】

みえ次世代育成応援ネットワーク（企業942社 子育て団体等682団体 合計1,624企業・団体、令和6年3月31日現在）において、ネットワーク参加企業・団体の協力により「子どもの会社見学」等を実施し、子どもの学びや体験機会を提供しました。【子ども・福祉部】

2 課題

育児休業取得率や家事・育児に携わる時間は、依然として女性が男性を大きく上回っています。家庭教育を充実するためには、企業と連携しながら、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進し、男性の育児参画を促進する必要があります。

3 「みえ家庭教育応援方針（最終案）」における主な取組

- (1) 企業に向けて、子育てしやすい職場づくりや働く保護者への学習機会の提供など、家庭教育を応援する取組が進むよう働きかけます。【子ども・福祉部】
- (2) 男性の育児に関する事例やイクボスの取組等についてSNS等も活用しながら情報発信を行います。【子ども・福祉部】
- (3) 企業や団体など多様な主体が一体となって、会社見学や子どもを対象としたイベントを行うなど、子どもの豊かな成長や家庭教育を応援する取組や場づくりを進めます。【子ども・福祉部】

5 「みえ家庭教育応援方針」(最終案)について

1 方針策定の経緯

家庭教育の充実に向けて講じることが望ましい取組方策をまとめた「みえ家庭教育応援プラン」が平成29年3月に策定されてから、根拠である「三重県教育施策大綱」が改めて策定されたほか、新型コロナウイルス感染症の流行やスマートフォンの普及など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。こうしたことから、今後の家庭教育応援の方向性を示すため、現行プランを「みえ家庭教育応援方針」(以下「方針」という。)として改定することとしました。

中間案の策定以降、パブリックコメントやみえ家庭教育応援推進会議における議論をふまえ、別冊4のとおり最終案をとりまとめました。

2 中間案からの主な変更・追加

(1) 常任委員会における意見への対応について

【意見】「めざすべき姿」(別冊4 P18)に家庭教育は「教育の原点」であるという言葉があるが、「原点」という言葉は家庭に責任を押し付けているように感じる。

【対応】「原点」に注釈をつけ、「ここでは、『原点』という言葉の捉え方を『出発点』という前向きな意味で使っています。(49頁も同様)」を追記しました。

【意見】こども基本法第3条には「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」と明記されている。「基本理念」(別冊4 P19)に「子どもにとって最もよいことを第一に考える」とあるが、子どもは自分の意見が言えない。判断は家庭にある。大人が考えた最もよいことが子どもにとってよくないこともある。

【対応】取組を推進するにあたって、「子どもの目線を大切にした」を追記しました。

【意見】困難はないと思っている家庭も共働きが多く多忙である。取組でいろいろなことを求めすぎると、家庭の負担感につながるのではないか。

【対応】「基本理念」(別冊4 P19)の「家庭の自主性を尊重する」に、取組を推進するにあたって、「取組が家庭の過度な負担とならないように留意しながら」を追記しました。

【意見】家庭を支援する地域のネットワークが大切である。NPO等の力が大きい。そうした部分を大切に保護者が学ぶべき場所を支援していかなくてはならない。

【対応】「取組項目」の「(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実」(別冊4 P22)に、家庭教育応援の取組を進める多様な主体としてNPOを追記しました。

・取組⑥ 「困難を抱える家庭への応援」(別冊4 P39)において、家庭教育を応援するNPO等の団体に対して家庭教育支援チームへの登録をよびかけ、市町と連携しながら家庭教育応援の取組が広まるよう働きかけます。

(2) データの更新について (別冊4 P3~15)

第2章 現状と課題のデータを最新のものに更新しました。

- ・ 図表1-2「合計特殊出生率・出生率の推移(三重県)」
- ・ 図表1-6「NPO法人数の推移(三重県)」
- ・ 図表1-7「NPO法人の活動分野と割合(三重県)」
- ・ 図表2-5「子育てについての保護者の悩みや不安の種類(全国)」
- ・ 図表2-10「育児休業取得率の推移(三重県)」
- ・ 図表3-4「年齢別のインターネット利用状況(全国)」
- ・ 図表3-5「青少年のインターネット利用時間(全国・平日1日あたり)」
- ・ 図表3-6「家庭のルールの有無(全国)」
- ・ 図表3-10「子どもたちの体力合計点(三重県)」

3 パブリックコメントの状況

(1) 意見募集期間

令和6年3月20日(水)～令和6年4月19日(金)

(2) 意見総数

パブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

4 最終案の概要

第1章 基本的事項(別冊4 P1~2)

方針では、家庭教育を「子どもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者が子どもに対して行う教育」、「子どもたちが、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、社会的なマナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要なもの」ととらえています。

第2章 現状と課題(別冊4 P3~17)

県内の児童虐待相談対応件数は、令和4年度は2,408件と増加しており、過去最多となっています。

全国の子どものインターネットを利用している割合は、令和5年度の調査において、小学校低学年で9割を超えており、低年齢の子どもの多くが利用している現状があります。

また、国の調査では、約7割の保護者が、子育てに悩みや不安を感じていると回答しています。県の調査では、子育てをする上で近所・地域の支えは重要との認識は約9割と高いものの、自身の地域の人たちとのつながりが強いと考える方は約5割にとどまっており、家庭と地域とのつながりの弱さが課題となっています。

第3章 めざすべき姿と基本理念(別冊4 P18~20)

① めざすべき姿

- ・ 子どもたち一人ひとりが、ありのままの自分を受け容れられているという実感を持ちながら、自己肯定感を高めるとともに、生まれ育った環境に関わらず、その可能性を最大限に発揮し、豊かに育っている

- ・保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、自分自身の人生を豊かなものに行っている
- ・社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められている

② 基本理念

- ・子どもにとって最もよいことを第一に考える
- ・「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を推進する
- ・家庭の自主性を尊重する
- ・家庭における教育力の格差を解消する
- ・社会全体の「つながり」の中で進める

第4章 家庭教育応援の取組（別冊4 P21～48）

【取組の視点】

- (1) 切れ目のない応援
- (2) 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- (3) ICTの活用

【項目ごとの主な取組】

(1) 保護者と子どもの学びの応援

取組① 幅広い学習機会や情報の提供

地域における多様な主体と連携し、保護者同士が語り合う参加体験型の学習機会の提供や、家庭学習に関する学習機会や必要な情報をICTも活用しながら幅広く提供する取組を進めます。

取組② 学習コンテンツの充実と学びの推進

家庭教育に関するコラムの充実、ライフプラン教育やプレコンセプションケアに関する情報発信など、保護者向けや子ども向けの学習コンテンツを充実し、学びの促進に取り組めます。

取組③ 子どもの習慣づくり

子どもが基本的な生活習慣を身につけられるよう、啓発用の教材等の活用を働きかけるとともに、食育や家庭読書を推進します。またインターネットの適正利用講座の開催等により、情報リテラシーの獲得を応援する取組を進めます。

(2) 多様な主体で家庭を支える取組の充実

取組④ 多様な主体の連携による学習や体験活動等の促進

地域、学校等、企業などの多様な主体と連携した家庭教育応援の場づくりや「放課後子ども教室」の実施市町への支援による放課後等の学習支援・体験活動の機会の提供、教育施設や文化施設の活用等を図ることで、さまざまな形で家庭教育を応援する活動の充実に取り組めます。

取組⑤ 社会全体で家庭を支える気運の醸成

社会全体で家庭を支える気運の醸成を図るため、子育て支援に関する冊子の配布や家庭教育等に関するフォーラムの開催、「家庭の日」の周知などの普及啓発活動等に取り組みます。

取組⑥ 困難を抱える家庭への応援

「子どもの居場所」での学習支援や体験機会の創出、児童虐待の防止、里親支援等の社会的養育の推進、ヤングケアラーに係る研修の実施など、関係機関と連携して困難を抱える家庭を支援する取組を進めます。

(3) 家庭教育を応援する体制づくり

取組⑦ 県、市町、学校等の連携強化

市町や学校等をはじめ、医療、福祉の専門家等との情報共有を図るとともに、市町が行う幼児期の教育・保育、放課後児童対策などの子育て支援等の取組を支援し、家庭教育の応援に向けた市町や学校等との連携体制の構築に取り組みます。

取組⑧ 人材の養成

市町の職員や放課後児童支援員、自然体験活動を担う人材など、地域の子育て支援を通じて家庭教育応援に取り組む人材の養成や資質向上にむけた取組を進めます。

取組⑨ 相談体制の充実

家庭教育に不安や悩みを抱える保護者や子どもに寄り添い、支援する相談体制を充実するため、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用、「こどもほっとダイヤル」をはじめとした相談窓口の運用・周知啓発等に取り組みます。

第5章 方針に基づく取組の推進にあたって（別冊4 P49～50）

取組の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめて公表するとともに、県民の皆さんや有識者等で構成する「みえ家庭教育応援推進会議」などでの意見をふまえ、次年度以降の施策を展開していきます。

5 今後の取組方針

令和6年6月中に方針を策定し、県ホームページを通じて公表するとともに、市町及び関係機関に周知します。方針策定後は、地域、学校等、企業、市町等のさまざまな主体と連携・協力して、家庭教育応援に関する取組を進めます。

6 「子どもを虐待から守る条例」の改正について

令和5年5月に本県で発生した児童の死亡事例に鑑み、事例を風化させず、再発を防止し、児童虐待対応の強化を図るため、「子どもを虐待から守る条例」の改正に取り組めます。

改正にあたっては、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の報告書で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」などの論点について、市町をはじめ関係者の意見をふまえ、検討を進めます。

1 現行条例について

現行条例については、平成16年3月に制定後、児童福祉法等の改正や本県における児童虐待の状況等に鑑み、子どもを権利の主体とする基本的な考え方や体罰禁止に係る規定などを加え、令和2年4月に一部改正を行ったところです。

2 条例改正に至る背景

(1) 児童相談所が関与していた児童の死亡事例の発生

令和5年5月に発生した児童の死亡事例に鑑み、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言を受け、課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」を柱として再発防止に取り組んでいく必要があります。

(2) 児童虐待相談対応件数の増加

児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、本県においても平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移し、令和4年度は過去最多の2,408件となっています。

(3) 令和4年の児童福祉法改正

令和4年の児童福祉法改正では、子どもの権利擁護の取組をさらに推進するため、一時保護や措置決定時等における子どもの意見聴取等について義務化されるとともに、市町において、全ての妊産婦と子育て世帯、子どもを対象とした母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の実現に向けて、こども家庭センターの設置が求められました。

(4) 三重県子ども条例の改正

子ども条例の施行から10年以上が経過し、いじめや不登校など困難を抱える子どもの増加や、子どもの権利を侵害する事例が発生するとともに、子どもを取り巻く環境も大きく変化していることから、こども基本法及び国のこども大綱の内容もふまえ、子ども条例の改正に取り組むこととしています。

3 条例改正の検討

(1) 基本的な考え方

子どもを社会全体で守るという目的を実現するため、本県におけるこれまでの取組の成果や課題を検証し、児童福祉法の改正にも確実に対応するよう、必要な事項を書き込みます。

(2) 検討プロセス

児童虐待の防止に関連する幅広い分野の専門家で構成する有識者会議を設置するとともに、市町をはじめ関係者から多様な意見や情報を得て、改正に向けた検討を重ねます。

また、今年度は子どもや子育てなどの社会的課題に関連する多くの計画の策定、改定に取り組むこととしているため、これらの検討過程における課題や視点を共有し、整合を図りながら進めていきます。

4 今後の予定

令和6年	10月	常任委員会（概要案）
	12月	常任委員会（中間案） パブリックコメント実施
令和7年	3月	常任委員会（最終案）
	6月	議案提出
		常任委員会（議案） 条例の公布

7 子ども・福祉部における計画等の策定スケジュールについて

子ども・福祉部では、三重県地域福祉支援計画をはじめ多くの計画等が最終年度を迎えることから、今年度は次期計画等の策定に取り組みます。

対象となる計画等の一覧と今後の主なスケジュール(予定)は、以下のとおりです。

(策定・改定を行う計画等の一覧)

No.	計画等の名称	期間	担当課
1	三重県地域福祉支援計画	R2. 4～R7. 3	地域福祉課
2	三重県再犯防止推進計画	R2. 4～R7. 3	
3	三重県ひきこもり支援推進計画	R4. 4～R7. 3	
4	みえ家庭教育応援プラン	H29. 4～5年程度	少子化対策課
5	第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン	R2. 4～R7. 3	
6	第二期 三重県子どもの貧困対策計画	R2. 4～R7. 3	
7	第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画	R2. 4～R7. 3	子どもの育ち支援課
8	健やか親子いきいきプランみえ(第2次)	H27. 4～R7. 3	
9	三重県社会的養育推進計画	R2. 4～R12. 3 (前期 ～R7. 3)	児童相談支援課
10	第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画	R2. 4～R7. 3	家庭福祉・施設整備課
11	三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第6次計画)(※)	R2. 4～R7. 3	

※ 令和6年3月の医療保健子ども福祉病院常任委員会において、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画と一体の次期計画を策定する旨報告済。

(今後の主なスケジュール)

7～9月	社会福祉審議会及び関係部会等
10月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(骨子案)
11月	関係部会等
12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(中間案)
1～2月	パブリックコメント(12月下旬～) 社会福祉審議会及び関係部会等
3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(最終案)

8 令和7年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、施設の新規設置、大規模改修等を行う事業者に対し費用の補助を行っているところであり、限られた予算の中で、地域のバランスや住民ニーズ等をふまえ、効果や緊急度の高いものを優先して整備していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、県産材をはじめとする木材利用の促進及びユニバーサルデザインの対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方のもと、庁内関係部で構成する「社会福祉施設等補助対象施設等選定会議」において、「令和7年度社会福祉施設等整備方針」を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国及び県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和7年度社会福祉施設等整備方針

・ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、 養護老人ホーム	22
・ 地域福祉課所管施設 救護施設、無料低額宿泊所	29
・ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	30
・ 少子化対策課所管施設 児童館	34
・ 子どもの育ち支援課所管施設 放課後児童クラブ室、病児保育施設	36
・ 児童相談支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、 児童家庭支援センター	38
・ 家庭福祉・施設整備課所管施設 母子生活支援施設	40

令和7年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第9期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホームを整備（創設及び増築）する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和7年度整備方針
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	1 創設・増築 ・圏域ごとに令和7年度整備可能数の範囲内とする。 ・整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和7年度整備における全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内とする。 2 改築 ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、県全体で130床以内とする。 3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3, 138	3, 070	3, 045	592	9, 845	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第9期介護保険事業支援計画に基づく令和6年度整備計画数 (A)	0	0	0	0	0	
令和6年度整備予定数（ショートステイの転換含む。）(B)	0	0	0	0	0	
令和7年度への持越分 (C) = (A) - (B)	0	0	0	0	0	
第9期介護保険事業支援計画に基づく令和7年度整備計画数 (D)	30	10	0	0	40	
令和7年度整備可能数 (C) + (D)	30	10	0	0	40	

<p>介護老人 保健施設</p> <p>介護医療院</p>	<p>—</p>	<p>1 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計1施設とする。
<p>養護老人 ホーム</p>	<p>—</p>	<p>老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p>	<p>老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。</p>

(別表)老人福祉圏域

令和6年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等整備選定方針

令和6年5月

三重県医療保健部長寿介護課

1 目的

三重県における介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを計画的に整備するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定に当たっての考え方

- (1) 「4 選定対象施設の基本要件」を必須要件とし、1つでも満たされない場合は審査対象外とし、社会福祉施設等整備計画書を受理しない。
- (2) 「5 選定要件(1)優先要件及び(2)具体的審査要件」を中心に総合的に検討する。
- (3) 補助を受けずに、自己資金（一部借入金を含む。）で行う特別養護老人ホームの整備計画（創設及び増築）についても、審査の対象とする。
- (4) 従来型施設の整備計画については、次のとおり取り扱う。（注1）
 - ア 従来型施設の整備に当たっては、ユニット型整備計画及び従来型整備計画の整備数をふまえ、従来型施設の整備数が全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内に収まる可能性のある従来型整備計画のみ審査対象とする。
 - イ アにかかわらず、審査の結果、整備数が全整備選定数（創設・増築分）の3割を超えることとなった従来型整備計画は選定しない。

3 選定対象施設及び選定対象整備区分

施設種別	整備区分	選定対象
特別養護老人ホーム	創設	定員30人以上の施設
	増築	広域型特別養護老人ホーム（一部ユニット型施設から地域密着型へ移行した施設も含む。）として整備された施設の増築であって、かつ、既設定員と増築定員との合計定員が30人以上となる施設
	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
介護老人保健施設	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
介護医療院	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
養護老人ホーム	改修	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある施設
	改築	

※一部ユニット型施設の廃止に伴い、上記の定員は類型（従来型施設、ユニット型施設）ごとの定員数とする。

※従来型施設にユニット型施設を増築する場合及びユニット型施設に従来型施設を増築する場合は、それぞれ「創設」として取り扱うものとする。

※従来型施設とユニット型施設を同時に整備する場合は、一の計画として提出、審査を行うものとする。なお、それぞれの定員数（増築の場合は増築後の定員数）が30人以上であることが必要である。

※定員29人以下の施設については、市町における選定の対象となる。

※特別養護老人ホームの従来型施設の整備（創設・増築）に当たっては、令和7年度整備における全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内でのみ可能ですが、令和7年度における特別養護老人ホームの整備（創設・増築）については、県全体で整備可能数が40床と少数であるため、従来型施設の整備ができる可能性は非常に低くなる見込みです。従来型施設の整備を検討される場合は、「2 選定に当たっての考え方」や「(注1)『2 選定に当たっての考え方(4)』従来型施設の整備計画の取り扱いの例示」を必ずご確認ください。

4 選定対象施設の基本要件

- (1) 特別養護老人ホームの整備（創設・増築）については、『令和7年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）』における老人福祉圏域ごとの『令和7年度整備可能数』を上回らないこと。
- (2) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備（改築）に当たっては、定員の増減を伴わず、かつ、ユニット型施設への改築であること。
- (3) 建設予定地市町の意見書において整備に関する同意が得られていること。なお、従来型施設を整備する場合は、意見書において、従来型施設の整備の必要性が明記されていること。
- (4) 社会福祉法人にあっては、建設予定地が申請者の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。（ただし、既設法人が特別養護老人ホームの施設整備を行う場合で、建設予定地が市街化区域等で土地の代替性がなく、所有権を取得できない合理的な理由がある場合は、この限りでない。）
- (5) 建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は確実に解除が可能なこと。（既存施設整備借入時の独立行政法人福祉医療機構等の抵当権は原則除く。）
- (6) 選定対象施設が、建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林法、砂防法、国有財産法等の各種開発規制等に該当しないこと又は確実に除外等が可能なこと。
- (7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。
- (8) 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に取り組むこと。
- (9) 特別養護老人ホームは、開設時に「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を実施すること。（なお、既存法人で上記軽減制度事業対象施設において、軽減制度事業を未実施の場合は既存施設も実施すること。）
- (10) 特別養護老人ホームは、開設時に「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき「入所基準」を策定し適切に運用すること。なお、既設の場合は、同指針に基づき適切な運用を行っていること。
- (11) 過去5年間に於いて介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者（新設法人の設立代表者を含む。以下同じ。）が個人又は他の法人の代表者として過去5年間に於いて行政処分を受けていないこと。

5 選定要件

(1) 優先要件

ア 資金計画が的確なものであること。

- ① 建設自己資金（総事業費の1割以上）が確保（予定）されているか。

- ② 借入金の借入先に利率等を含めて協議をしているか。
- ③ 償還計画が的確であるか。
- ④ 土地購入費、土地造成費、設計監理費、施設整備費、設備整備費、事業運営費等を適切に見込んでいるか。
- ⑤ 居住費は、適切な算定根拠により設定しているか。
- イ 建設予定地は、自己所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。
- ウ 建設予定地は、住宅地から遠距離の孤立した場所ではなく、交通等の利便性が確保された地域であり、かつ、防災上、危険な地域でないこと。
- エ 地震、津波、浸水、土砂災害等の非常災害対策に配慮した施設であること。
- オ 社会福祉施設等整備計画書類が完備されていること。
- カ 建設予定施設が施設基準を踏まえて適切に計画されていること。
- キ 法人及び代表者が、事業の運用上の留意点（介護保険制度や高齢者福祉に関する知識、人員・設備・運営基準等）を十分に理解していること。
- ク 過去5年間において介護保険法及び社会福祉法に基づく勧告（以下「勧告」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者が他の法人の代表者として過去5年間において勧告を受けていないこと。
- ケ 三重県子ども・福祉部福祉監査課又は市監査担当部署から改善事項の指摘を受けた法人（代表者が代表を務める他の法人を含む。）については、当該事項について改善されていること。

(2) 具体的審査要件

ア 施設計画の具体性

- ① 近隣住民との調整が図られているか。
- ② 施設サービスの必要性について利用者ニーズを把握しているか。
- ③ 居宅サービスを含めた地域ニーズを的確に把握し、包括ケアが提供できるよう検討されているか。
- ④ 施設長（管理者）を確保（予定）しているか。
- ⑤ 協力医療機関が確保（予定）されているか。
- ⑥ 医療的ケアが必要な入所者に対応できるよう、看護職員の確保や介護職員等の喀痰吸引等研修の受講及び、登録特定行為事業者登録の申請を行うことを検討しているか。
- ⑦ 介護職員を確保するための取組が十分になされているか。
- ⑧ 新設法人については、法人認可担当との協議はしているか。
- ⑨ みえ木材利用方針に基づき、木材利用の促進が図られた施設であるか。
- ⑩ 福祉避難所の指定を受ける検討をしているか。
- ⑪ 太陽光発電による新エネルギー利用など環境に配慮した施設であるか。

イ 建設予定地介護保険者における優先度

- ① 建設予定地介護保険者の施設整備率（施設定員数（令和6年度末予定）／65歳以上人口（令和5年10月1日））

(注1)「2 選定に当たっての考え方(4)」従来型施設の整備計画の取り扱いの例示

【特別養護老人ホーム：整備可能数40床の場合】

例① 整備計画A（従来型施設30床創設）のみ提出があった場合（ユニット型施設の整備計画の提出がなかった場合）

→整備計画Aは審査対象外とし選定しない。

例② 整備計画A（従来型施設10床増築）と整備計画B（ユニット型施設30床創設）の提出があった場合

→整備計画Aの整備数は全整備選定数の3割の範囲内に収まる可能性があるため、整備計画Aは審査の対象とする。

ただし、審査の結果、整備計画Bが選定されなかった場合、整備計画Aの整備数は全整備選定数の3割を超えるため、整備計画Aは選定しない。

例③ 整備計画A（従来型施設20床増築）、整備計画B（ユニット型施設30床創設）の提出があった場合

→審査の結果に関わらず、整備計画Aは整備方針を満たさない（整備計画Bが選定されなかった場合は全整備選定数の3割を超える、また、整備計画Bが選定された場合は整備可能数を上回る）ため、整備計画Aは審査対象外とし選定しない。

令和7年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- 生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> 県内 3か所 定員 計250名 （令和6年4月1日現在）	救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。 無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> 県内 1か所 定員 計64名 （令和6年4月1日現在）		

令和7年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護および居住系サービスのうち共同生活援助の事業所を優先する。
- ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所を優先する。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <p>以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 （3）主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <p>建物の防災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)から(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備(ただし、日中サービス支援型については優先対象とする。) (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)、(2)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 多床室の個室化改修等の感染防止対策 (2) スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和6年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和6年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	41	25	45	31	29	23	5	5	221
		定員数	346	1,261	687	1,023	716	617	536	137	132	5,455
	サービス見込量	人	471	938	592	730	572	687	498	116	138	4,742
	サービス量実績	人	451	872	548	712	563	663	461	116	131	4,517
児童発達支援センター	現状	事業所数	1	1	2	1	2	1	2	0	1	11
		定員数	30	80	110	40	60	30	32	0	24	406
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
児童発達支援事業所 (重心)	現状	事業所数	3	5	2	8	4	1	1	0	0	24
		定員数	15	30	15	42	20	5	5	0	0	132
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
放課後等デイサービス事業所 (重心)	現状	事業所数	4	6	3	6	4	1	1	0	0	25
		定員数	60	35	20	32	20	5	5	0	0	177
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	23	33	26	45	31	19	18	4	3	202
		定員数	287	625	322	470	349	312	309	43	53	2,770
	サービス見込量	人	267	490	314	350	276	396	275	73	69	2,510
	サービス量実績	人	293	475	272	329	261	340	251	66	64	2,351

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和6年4月1日現在(生活介護は障害者支援施設分を含む)
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度~2026年度-」における令和7年度のサービス見込量(1か月あたり)
- 3 サービス量実績は、令和6年1月分
- 4 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度~2026年度-」における令和8年度の目標

令和7年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・施設の老朽化、地震・津波などの防災対策、木材利用促進等に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 (10市6町) (令和6年5月1日現在)	1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
				3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備 5 その他大規模修繕等の整備

令和7年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名【子どもの育ち支援課】

1 整備方針策定の考え方

- ・地域の実情やニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	<p>放課後児童クラブ数 445か所 (令和5年5月1日現在)</p> <p>※令和6年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合等によ り、現在使用中の施設が使 用できなくなる場合があ る。 2 施設の災害対策が必要な 場合がある。 3 放課後児童対策の需要が あるにも関わらず、放課後 児童クラブが存在しない地 域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。 	<p>「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、支援の単位 あたりの児童数がおおむね40人以下となるよう施設整備 を推進することとし、市町等が行う施設整備（創設・改 築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備）を支援する。 国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」または「子 ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）」 の交付を受けることを条件とする。</p> <p>また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むものとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ室では需要に対して充分に 対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に 繋がる整備 5 放課後子ども教室と一体となって実施するための整 備または学校の余裕教室を活用して行う整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 21か所 (令和6年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 病児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定せず採算が合わないことがある。 2 施設の災害対策が必要な場合がある。 3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 	<p>国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」の交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備するために必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和7年度社会福祉施設等整備方針（児童相談支援課所管施設）

課名〔児童相談支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設、乳児院等については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 0施設 民間 11施設 (令和6年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の 신설・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。 2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和6年4月1日現在)		

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針															
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<table border="1"> <tr> <td>施設数</td> <td colspan="2">5施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>(令和6年4月1日現在)</p>	施設数	5施設			乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	4	計	1	4	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきている。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p>
施設数	5施設																		
	乳児院	児童養護施設																	
公立	0	0																	
民間	1	4																	
計	1	4																	
児童家庭支援センター	全県	<table border="1"> <tr> <td>施設数</td> <td colspan="2">7施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td colspan="2">0施設</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td colspan="2">7施設</td> </tr> </table> <p>(令和6年4月1日現在)</p> <p>令和2年度までに全児童相談所管内に設置済</p>	施設数	7施設		公立	0施設		民間	7施設		<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。</p> <p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。</p>						
施設数	7施設																		
公立	0施設																		
民間	7施設																		

令和7年度社会福祉施設等整備方針（家庭福祉・施設整備課所管施設）

課名〔家庭福祉・施設整備課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 母子生活支援施設については、入居者の安全確保の対応や老朽化、防災強化等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4施設 公立 0施設 民間 4施設 (令和6年4月1日現在)	1 DV被害を受けた母子世帯の利用が多く、安心して生活ができる環境の提供が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。	優先度の高いものから1、2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 入居者への対応 入居者の母親及び子どもが生活を行ううえで居室の安全性を確保するほか、プライバシーの確保を目的とした施設整備を優先する。 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

9 令和5年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の適切な実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険及び障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な運営指導・実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護給付費等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、監査を実施しています。

2 令和5年度指導監査及び運営指導等の結果について

(1) 指導監査等の結果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、現地における対面での監査実施に支障が出る中、社会福祉施設等において適正な運用が図られるよう、従来からの実地による監査に加え、ICTを活用したオンラインによる監査を併用するとともに、動画配信による集団指導など、効率的・効果的な手法を用いて指導監査及び運営指導・実地指導を実施しました。

指導監査及び運営指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和5年度指導監査等の結果

(令和6年3月31日現在)

区分	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	104	12(11.5)	12	74
社会福祉施設	991	498(50.3)	365	1,005
介護保険サービス事業所	3,397	235(6.9)	230	1,042
〃 集団指導		2,795(82.3)	—	—
障害福祉サービス事業所	2,289	91(4.0)	82	594
〃 集団指導		1,971(86.1)	—	—
県福祉事務所	4	0(0.0)	0	0
児童相談所	6	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	29(100.0)	20	41
公益法人	5	2(40.0)	2	4
計	6,825	5,633	711	2,760

(注) 対象数は、令和5年4月1日現在の数です。

(2) 社会福祉法人及び社会福祉施設に係る指摘内容

社会福祉法人では、役員を選任等の法人運営に関するものが39件(評議員会又は理事会の決議が適正に行われていない、監事を選任又は解任が適切に行われていない等)、事業の実施に関するものが3件(定款に従って事業を実施していない)、会計処理、資産管理等の管理に関するものが32件(計算書類等が法令に基づき適正に作成されていない、契約業務等が適正に行われていない等)となっています。

社会福祉施設では、事故発生の防止や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが37件(定期健康診断、衛生管理、感染症等に対する対策が適切に行われていない、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない等)、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが968件(労働基準法等関係法規の遵守が不十分である、防災対策や消火訓練及び避難訓練が適切に行われていない等)となっています。

○令和5年度社会福祉法人の指摘項目及び件数 (単位:件)

法人運営	事業	管理	計
39	3	32	74

○令和5年度社会福祉施設の指摘項目及び件数 (単位:件)

適切な利用者支援	施設運営	計
37	968	1,005

(3) 介護保険及び障害福祉サービス事業所に係る指摘内容

介護職員の配置等の人員基準に関するものが24件(児童指導員等の配置が適切でない等)、サービス提供などの運営基準等に関するものが1,525件(感染症又は非常災害発生時における業務継続計画を策定していない、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない等)、給付費に関するものが61件(加算の算定要件を満たしていない等)、その他が26件となっています。

○令和5年度介護保険及び障害福祉サービス事業所の指摘項目及び件数 (単位:件)

区分		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	6	689	11	14	720
	予防	0	317	0	5	322
障害福祉サービス		18	519	50	7	594
合計		24	1,525	61	26	1,636

介護給付費等の算定誤りや不適切な請求等が確認された14事業所に対しては、過誤調整による自主返還等を指導しました。

○令和5年度介護給付費等の返還決定額

返 還 の 種 別		事業所数	返還決定額 (円)
介護保険 サービス	運営指導結果に基づく過誤調整	4	24,067,540
	監査結果に基づく過誤調整	1	204,253
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
障害福祉 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	7	16,355,863
	監査結果に基づく過誤調整	2	4,819,709
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
合 計		14	45,447,365

(注) 返還決定額は、令和6年4月末までに確定した金額です。

3 令和6年度の指導監査及び運営指導等の実施方針

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行から約1年が経過し、感染防止対策を十分に行ったうえで実地による監査を基本としつつ、ICTを活用したオンライン監査も併用するとともに、動画配信による集団指導、各種研修会の開催、会計専門家や労務専門家の活用などにより、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

なお、悪質な事例のうち、特に虐待等の生命や身体の安全に関わる場合は、事業担当課や市町と連携して指導監査を実施します。

また、各施設や事業所における職場のハラスメント対策について、ハラスメント防止に係る方針の明確化等の必要な措置を講じているか、確認します。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設

県所管法人、市所管法人については、関係市等と連携を密にするとともに、感染防止対策に配慮しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、施設運営においては、利用者への虐待防止、保育所等における不適切保育への対応や送迎バスの安全確保など、社会的な状況に応じた取組を重点的に確認のうえ指導を行います。

(2) 介護保険及び障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への運営指導、監査を優先的に実施するとともに、動画配信による集団指導では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、運営指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保に向けた支援を行います。

10 能登半島地震における三重県DWA Tの活動について

県では、令和2年3月に県社会福祉協議会や関係福祉団体と締結した協定に基づき、災害時に避難所で生活を送る高齢者や障がい者等の要配慮者に福祉的支援を提供するため、令和2年8月に「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」を発足し、大規模災害時に早期に派遣できるよう、関係福祉団体等と連携してチーム員の募集や研修、訓練等を行っています。

令和6年能登半島地震の発生を受け、石川県からの要請に基づき、三重県DWA T発足後初めて実際の被災地に派遣し、支援活動を行いました。

今回の活動経験もふまえ、今後も三重県DWA Tの体制強化に取り組んでいきます。

※ DWA T : Disaster Welfare Assistance Team の略

社会福祉士や介護福祉士等の福祉の専門職から構成され、一般避難所等において、①福祉避難所等への誘導、②アセスメント、③食事、トイレ、介助等の日常生活上の支援、④相談支援、⑤避難所内の環境整備等の福祉支援に取り組むチームです。

1 派遣の概要

(1) 活動期間等

延べ7チーム27名が、令和6年3月1日から同月28日まで、石川県志賀町及び輪島市の避難所で支援活動を行いました。

部隊	期間	活動場所
第1、第2クール	3月1日～8日	・志賀町 志賀町地域交流センター
第3～第7クール	3月9日～28日	・輪島市 輪島高等学校、輪島中学校、 門前西小学校、阿岸公民館

※1クール4日間、1チーム3～4名で活動

(2) 主な活動内容

志賀町及び輪島市一般避難所において、要配慮者の把握及びそのアセスメント、定期巡回、健康体操等を実施しました。

避難所縮小に向かう時期でもあったことから、地元行政に引き継ぐため、避難所退所後に配慮が必要となる避難者の洗い出しやそのアセスメント等を中心に活動しました。

2 課題と今後の取組

(1) 課題等

令和6年6月6日、三重県DWA T登録員や関係団体、専門家による「三重県DWA T能登半島地震支援活動振り返り会」が開催され、派遣者から反省点などが報告されるとともに、改善点が提言されました。

①派遣者からの主な意見

- ・他県DWA Tのほか多くの団体が活動している中、指揮命令系統が不明確となる場面があった。
- ・さまざまな団体のリーダーが集まる代表者会議等を定期的に行うことでリアルタイムの情報を把握することができた。情報共有の仕組みづくりの必要性を実感した。
- ・活動の結果を、他県DWA Tなど他団体に対して限られた期間の中で引継ぎを行わなければならない場面があり、何をどのように引継ぐべきかあらかじめ共通化しておくべきと感じた。
- ・災害のフェーズごとに支援のあり方が変化することから、医療・保健・福祉による調整の上、フェーズごとに支援のあり方や目的を明確化する必要がある。また、フェーズごとの訓練も必要と感じた。
- ・撤退の難しさが課題であると感じた。避難所が仮住まいであるという視点を失うと、撤退の機会を見失う。
- ・相手に不信感を抱かせないためには自分がどのような立場であるかを説明できるようにしておくことが大切である。
- ・行政職員でもDWA Tを知らない職員がいた。DWA Tの知名度が低いことも課題であると感じた。

②主な提言

- ・DWA T単独では情報伝達や活動支援に苦慮した経験から、対口支援自治体(行政)といたに連携・調整するかが重要である。
- ・来る大規模災害に向けて、DWA Tチーム員を引き続き確保・養成していくことが必要である。

(2) 今後の取組

今回の活動から得られた経験やノウハウを蓄積・活用し、本県が他県DWA T等からの支援を受け入れる場合に備え、県、県社会福祉協議会及び関係福祉団体で構成する「災害時における福祉支援ネットワーク協議会」において対応を検討するとともに、他県DWA T等と連携することを前提としたルールづくりを、他県と協議しながら進めていきます。

【所管事項説明】

11 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和6年2月19日～令和6年6月2日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年2月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	13名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和6年2月21日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和6年2月22日
3 委員	会長 菊池 紀彦 委員 北川 清美 他12名
4 諮問事項	1 みえ障がい者共生社会づくりプランの改定について 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 3 三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について
5 調査審議結果	事務局から説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和6年2月26日
3 委員	部会長 土谷 長子 委員 森田 明美 他3名
4 諮問事項	幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	申請のあった13件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和6年2月29日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会
2 開催年月日	令和6年3月5日
3 委員	部会長 青山 弘忠 委員 宇仁田 元 他2名
4 諮問事項	保育所設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	申請のあった1件について審議し、意見を聴取した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会
2 開催年月日	令和6年3月8日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 松岡 典子 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針等について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。 また、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に基づく、児童死亡事例の検証を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	令和6年3月22日
3 委員	会長 仲 律子 委員 稲垣 朋子 他9名
4 諮問事項	三重県青少年健全育成条例の一部改正について
5 調査審議結果	三重県青少年健全育成条例の一部改正について審議を行った。 また、三重県青少年健全育成条例に基づく有害興行の指定について報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和6年3月26日
3 委員	会長 笠原 正嗣 委員 松井 保偉 他12名
4 諮問事項	1 おもいやり駐車場 三重県版ダブルスペース方式（案）について 2 「わかりやすい情報提供のためのガイドライン」改定（案）について 3 令和6年度当初予算について 4 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年4月12日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和6年4月16日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	7名の医師について書面により審査し、全て同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和6年5月1日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 小池 敦 他3名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒のいじめ事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和6年5月10日
3 委員	部会長 佐々木 光明 委員 早川 武彦 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和6年5月10日
3 委員	部会長 中野 智行 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親2件、養子縁組里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	